

9 2019
September

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

日	月	火	水	木	金	土																																										
1 仏滅	2 大安 外国人雇用状況届出書(7月分) 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(7月分)	3 赤口	4 先勝	5 友引	6 先負	7 仏滅																																										
8 大安	9 赤口	10 先勝 8月分の源泉所得税等の納付 雇用保険被保険者資格取得届の提出(8月雇入分)	11 友引	12 先負	13 仏滅	14 大安																																										
15 赤口	16 先勝 敬老の日	17 友引	18 先負	19 仏滅	20 大安	21 赤口																																										
22 先勝	23 友引 秋分の日	24 先負	25 仏滅	26 大安	27 赤口	28 先勝																																										
29 先負	30 仏滅 外国人雇用状況届出書(8月分) 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(8月分)				2019 10 <table> <tr> <th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> <tr> <td>6</td><td>7</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr> <td>13</td><td>14</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td></tr> <tr> <td>20</td><td>21</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td></tr> <tr> <td>27</td><td>28</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td></tr> <tr> <td></td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>		日	月	火	水	木	金	土	6	7	1	2	3	4	5	13	14	8	9	10	11	12	20	21	15	16	17	18	19	27	28	22	23	24	25	26		29	30	31			
日	月	火	水	木	金	土																																										
6	7	1	2	3	4	5																																										
13	14	8	9	10	11	12																																										
20	21	15	16	17	18	19																																										
27	28	22	23	24	25	26																																										
	29	30	31																																													

9 総務・経理のお仕事カレンダー 月の税務と労務



税務

- 8月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付
→ 9月10日(火)まで
- 2019年7月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など)
★届出により申告期限の延長と見込納付制度あり(消費税を除く)。
→ 決算応当日(月末決算では2019年9月30日(月))まで
- 2020年1月決算法人の中間申告(法人税・消費税など)
→ 決算応当日(月末決算では2019年9月30日(月))まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が400万円超の法人)のうち2019年10月・2020年1月・4月決算法人の中間申告と納付
→ 決算応当日(月末決算では2019年9月30日(月))まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)の年税額が4,800万円超の法人)のうち6月・7月決算法人を除く法人の中間申告と納付
→ 決算応当日(月末決算では2019年9月30日(月))まで

労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(8月雇入分)
→ 9月10日(火)まで

- 外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の8月雇入・離職分)
→ 9月30日(月)まで

- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(8月分)
→ 9月30日(月)まで

- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、その翌日が納付期限等の日となります。

Column

消費税率引上げによる 各種手当の見直し等

通勤手当・出張手当を例に消費税率引上げに伴う税務・労務の注意点を説明します。

【税務上の注意点】

10月以降分の通勤定期を従業員が9月までに購入する場合、経過措置により消費税率8%で購入できますが、会社は実額精算をせず所定の通勤定期代を10%税率で支給すれば10%で課税仕入れ計算を行います。

また、消費税率引上げにより通勤手当(定期代)の源泉非課税限度額の超過の有無を確認する必要があります。

【労務上の注意点】

通勤手当の増加は固定的賃金の増加になり、支給月から3か月の残業等も含めて2等級以上高い標準報酬月額となる場合には、月額変更届を提出する必要があります。

また、消費税率引上げを契機に出張手当の見直しをする場合は就業規則等の変更も必要となります。



で読める! 税務 基本のキ

公認会計士・税理士 溝端浩人 / 税理士 松本栄喜

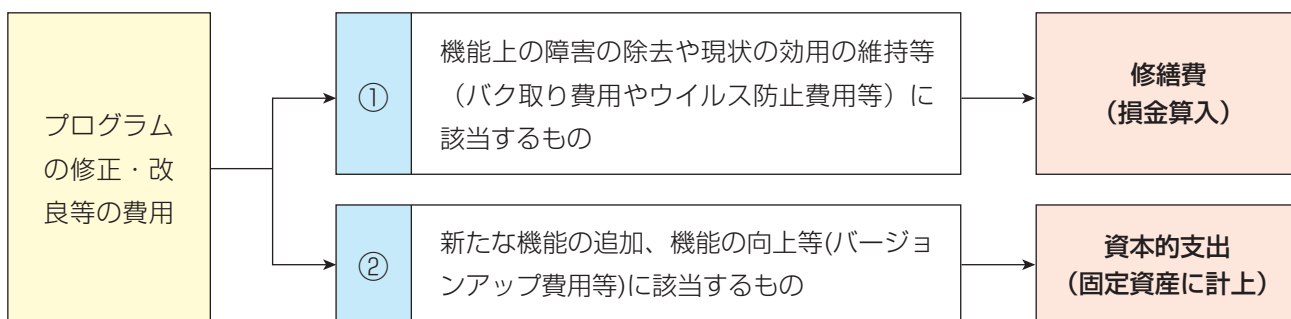


プログラムの修正費用は修繕費?

● プログラムの修正費用は修繕費か資本的支出か

会社が所有するソフトウェアについて、プログラムの修正や改良等を行った場合、常に修繕費としてその期の損金に算入できるわけではありません。その修理や改良の内容によっては、資本的支出として固定資産に計上（固定資産の取得価額に加算）することになります。

■ プログラムの修正・改良等の費用の原則的な取扱い



(注) 既存のソフトウェア、購入したパッケージソフトウェア等に大幅な仕様変更をした新たなソフトウェアの製作費用は、取得価額に算入することになります。

● 消費税法改正に伴うプログラムの修正費用はどうなるの?

令和元年10月1日から消費税率が10%に引き上げられ、同時に軽減税率制度が実施されます。これらの改正に対応するため、会社は「商品の受発注システム」や「経理システム」等のプログラムの修正が必要になります。

この修正費用は、そのプログラムの修正が消費税率の引上げや軽減税率制度の実施に対して、現在のソフトウェアの効用を維持するためになされているものだけに限り、**修繕費**として損金処理することができます（上記①に該当）。

ただし、そのプログラムの修正が、ソフトウェアの新たな機能の追加や機能の大幅な向上等に該当する場合には、**資本的支出**として固定資産に計上することになります（上記②に該当）。

消費税率の引上げや軽減税率制度の実施に対応するために行う
商品の受発注システムや経理システム等のプログラムの修正費用



そのプログラムの修正が消費税率の引上げや軽減税率制度の実施に対して、
現在のソフトウェアの効用を維持するためになされているものだけに限り*
修繕費として損金処理

* 現在の効用を維持するのみの目的で、軽減税率制度の実施等に対してのみに限定してなされていることを作業指図書等で明確にしておく必要があります。